

## 小グループ活動マニュアル

この度は、群馬県精神保健福祉士会（以下 県士会）の小グループ活動（以下グループ）に興味を持っていただきありがとうございます。

以下のマニュアルにしたがって、楽しく意義深い活動をしてください。

### 1.小グループ活動とは？

小グループ活動は、県士会の会員が有志で行う活動を指し、これに対し委員会がお手伝いをさせて頂くというものです。

申請条件は

- ・ 県士会会員3人以上によって企画されたものであること（つまり発起人が3名必要です）
  - ・ 精神保健福祉に関係し、会員の資質向上等に寄与すると委員会が認めたもの
  - ・ 所定の手続きを行い、活動報告と決算書提出を行えること
- の3点です。

グループ申請が認められると、以下のメリットがあります。

- ・ 活動費用の助成（但しグループ活動に関わる会場費、資料配布用のコピー代の助成に限る）
  - ・ 県士会の公式な活動なので、県士会 ML やホームページ、定例会などでの報告や呼びかけなどが自由に行える。
  - ・ 相談、助言など委員会が活動をバックアップします！
- 等

何かご不明な点、ご希望などございましたら、教育研修委員までお伝えください。

### 2.申請手順

以下の手順を踏んで手続きと活動をお願い致します。

- ・ 小グループ活動申請書の記入と提出 活動の2週間以上前までにお願いします。  
申請先は教育研修委員または Mail : [kyouiku@psw-gunma.com](mailto:kyouiku@psw-gunma.com) まで  
(様式は委員から手渡しまたは県士会ホームページ上からダウンロードが可能)
- ・ 委員会からグループ代表の方に検討結果をお知らせ致します。

### 3.活動について

以下の点をご留意下さい。

- ・ 助成金は年度末に決算書・領収書の提出と引き換えに行います。それまでは立替払いをお願い致します。  
コピー代など領収が出ないものについては、枚数を記録して頂き、10円/枚で精算致します。
- ・ 飲食代や図書購入費等は助成対象外となります。

- ・ 適宜、委員から問い合わせ等があった場合は、誠意のある対応をお願いします。
- ・ 委員が活動状況から、県士会のグループ活動とふさわしくないと判断した場合には理事会と相談の上、活動を中止していただくことがあります。
- ・ 一年毎の申請となります。継続の場合も再申請をお願いします。
- ・ 年度末（3月末）までに規定の様式に基づく活動報告書と決算書の提出をお願い致します。決算書は入出金とその内容が明確にわかるものであれば、書式は問いません。  
（活動報告書は委員からの手渡しまたは県士会ホームページからダウンロード可能）
- ・ 県士会内での情報共有のため、可能な限り県士会に向けての活動報告をお願いします（簡単なもので結構です）。委員から ML に流したり、ホームページ掲載の手続きをとりますので、適宜担当委員にご相談ください。強制ではありませんが、ご協力お願い致します。
- ・ 県士会の公式事業ですので、県士会員としての自覚のある行動をお願い致します。  
（例えば「盛り上がってしまい、時間外まで居座って会場に迷惑かける」「グループ内でのセクハラ行為」などはくれぐれも起こさないようにご注意ください。）

何かご不明な点、改善点などございましたら、委員会までご意見をお寄せください。

平成24年4月  
教育研修委員会